

OBA MJ 特集3 REACH アウトリーチ

～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第4回 母子生活支援施設での出張相談

貧困・生活再建問題対策本部 女性と子どもの貧困部会 部会員 角崎 恭子

1. どんなアウトリーチか？

母子生活支援施設とは、児童福祉法上の施設で、母子で入所し、生活支援等を受けることができる施設です。母子ごとの居室（キッチンやバス・トイレを含む）と共用部分（保育スペースやカウンセリングルーム、集会室、学習室等）に分かれており、マンションのような構造の施設が多いですが、浴室が共同の施設もあります。大阪府下にも多くの母子生活支援施設があります。

現在では、母子生活支援施設には、DV被害者とその子どもの入所が多く、離婚や多重債務、住居からのロックアウト等の法的問題を抱える入所者が多いのが現状です。

母子生活支援施設での巡回相談では、各施設に弁護士が出かけていき、施設の面談室等をお借りして、半日ほどをかけて複数の相談者に対して、法律相談を行っています。巡回相談では、法テラスの仕組みを利用していますので、相談者の方には相談料の自己負担はありません。

2. どうして、このアウトリーチをしてみようと考えたか？

貧困・生活再建問題対策本部 女性と子どもの貧

困部会では、特に母子家庭の貧困に取り組んでおり、養育費に関する書籍（「知っておきたい！養育費算定のこと」かもがわ出版）も出版しています。

その一環として、当部会では、大阪府内の各母子生活支援施設に対し、2011年からアンケート等を行い、現状の把握や、入所者・各施設の抱える問題点等の把握を通じ、具体的支援策を検討してきました。また、各母子生活支援施設との間で協議会を設け、随時、情報交換・協力等を行っています。

そのような中で、各施設からは、精神的な問題や経済状況から、法律事務所を自分で探して予約を取り、出かけて行って相談をする、ということのできない入所者を対象に、無料法律相談会を行うことができないか、また、施設職員が法的問題を相談できる機会を持ってないか、という要望がありました。

そこで、2015年11月に、法テラスの巡回相談の仕組みを利用して、初めて、母子生活支援施設へ弁護士が出かけて行って、法律相談を行いました。以降、2016年2月、同年5月に、それぞれ別の施設で、巡回相談を行っています。

3. どんな効果があったか？

入所者の方で、具体的に「離婚」「自己破産」等の目途があり、受任を目的に弁護士を探す場合には、それぞれの方がインターネット等で法律事務所を探し、法テラスの各事務所や個別の法律事務所等へ相談に出かけるそうです。

ですが、自分が抱えている問題が、法的問題なのか否かが分からず、弁護士への相談をためらったり、居所を秘匿しているため、外部の機関へ出かけていくことに対して恐怖心を有していたり、さらには、個別の法律事務所で相談をしてしまったら、その弁護士に依頼をせざるを得なくなるのではないかとといった躊躇から、法律相談の必要性を感じていても、実際に相談にでかけることができない入所者の方も多くおられます。1人で外出することができない場合に、すべての法律相談希望者に施設職員が付き添い、外部へ出かけていくということは、人員配置や予算の面からも、実際には困難です。

そのような事情から、施設内での法律相談の需要は高く、また、生活の場である施設で法律相談を行うことで、「せっかく機会があるのだから。」という気軽な気持ちで相談を受けていただくことができます。

DV被害者の方は、DVの影響で、自分の意見を述べたり、他人からの申し出を断ったりすることが苦手になっている場合があり、弁護士の方でそのような心理状態を認識していないと、コミュニケーションが取れないことがありますので注意が必要です。

巡回相談では、入所者の方の希望があれば、担当の施設職員の方に同席いただいています。そのことによって、法律相談終了後に、実際に委任をするか、どのような法的手続きをとるか（とらないか）といったことを、入所者の方と職員の方との間で、改めてゆっくり相談することが可能ですし、施設職員の方の疑問に、弁護士が答えることもできます。実際に、施設職員の方が同席したことで、安心して法律相談をすることができた、という声をいただいています。

相談内容では、離婚（面会交流や養育費等、子

の監護に関する問題を含む）や自己破産が多く、また、ストーカー被害や雇用主との紛争等、予防的な相談を受けることもあります。すぐに受任が必要な状態でなくとも、今後の見通しや、他の相談機関、取りうる法的手段等を知っておくことで、入所者の方の不安を1つでも減らすことができれば、という気持ちで、相談をお受けしています。

4. どんな仕組みか？

法律相談は、相談者1人当たり、概ね30分程度とし、1回あたり、弁護士1名が、4名程度の相談者を担当します。そして、必要な場合は受任や継続相談（担当弁護士の事務所での相談）を行うこととし、法律相談担当者が引き続き担当できない場合は、貧困・生活再建問題対策本部に所属する弁護士に紹介しています。

受任に至るケースでは、これまでのところ、全て法テラスの民事法律扶助制度を利用しています。

部会と各施設との協議会で、予め、およその巡回相談の日程を決めておき、予定日の1か月程度前に、法テラスに対し、巡回相談の企画書を提出し、法テラスから、その都度、各施設を巡回相談場所に指定してもらい、巡回相談を実施します。

5. 仕組みで工夫したことは？

部会と各施設との協議会では、巡回相談の日程等を協議するとともに、施設職員と部会に所属する弁護士とのコミュニケーションを心がけています。施設職員の方に、施設にやってくる弁護士が、どのような弁護士か知っていただかないことには、入所者の方に、安心して法律相談を勧めていただくことができません。

また、巡回相談の日程も、土曜日の午後の少し遅い時間から、夜にかけて行うようにしています。そうすることで、お子さんがいる方も、働いておられる方も、巡回相談を利用しやすくなります。

巡回相談の取り組みは始まったばかりですが、今後も、継続的に実施していくことができるよう、協議会での調整を続ける予定です。



相談者・施設職員からのインタビュー

これまでに巡回相談をご利用いただいた施設の相談者の方や施設職員の方から、ご意見・ご感想を寄せいただきました。

●相談者 A さん(離婚調停を受任したケース)

巡回法律相談を受けて、初めて離婚調停が成立するかもしれないという実感が持てました。

実は、これまでも3人の弁護士さんに相談し、助言に従って自身で調停を進めたことがあったのですが、不成立に終わっていました。

担当の弁護士さんは、DV加害者の心理に詳しく、私が困っている事にとっても理解があり、相談しやすかったです。それと、調停を進める上で、調停委員さんの役割を把握する事ができ、心強く感じました。

私ひとりでは、途中で諦めていたかもしれません。専門家に協力してもらおう事で、心の負担が楽になってきたと感謝しています。

●相談者 B さん(離婚について法律相談を行ったケース)

私は、離婚問題に直面した時、まずは法的にどんな選択肢があるのか、情報を仕入れる事ができました。

相談を受けるために、これまでの事の経緯や相談したい内容をできるだけメモ書きにしておくのと弁護士さんにも理解してもらえるし、話もスムーズに進められると思いました。

●施設職員 C さん

「限られた時間の中で要点をまとめて話せる自信がない」、「弁護士さんから受けたアドバイスをきちんと理解できるか…」等、自分1人で法律相談を受けるのは不安との声が多数あがりました。法律相談を希望される方全員が弁護士事務所等に向く際に、職員が毎回同行するのは体制的に難し

いのですが、巡回法律相談で弁護士さんに施設に来て頂いたおかげで、利用者の希望に添って相談に同席することができ、とても感謝しています。

また、弁護士さんの助言を職員も直接聞く事ができたので、その助言を利用者さんと確認しながら支援を進めることができています。その助言を元に、同様の悩みを抱えておられる別の利用者さんにもアドバイスすることができています。今後も巡回法律相談を続けて頂けたら嬉しいです。

●施設職員 D さん

当施設を利用される方は、離婚や借金問題を抱えられた方が多くいらっしゃいます。離婚問題の中でもDVや虐待を含んでいる事もあり、精神的にも大きなダメージを被っておられます。そんな中、解決に向けて弁護士相談に出向きたい思いを持ちながらも、今までの経緯を話すしんどさや母子の安全面への確保について理解してもらえるか不安を覚えられ、二の足を踏んでしまわれる方もいらっしゃいます。また、敷居が高い弁護士相談にわざわざ出向いて行くという負担や抵抗感から、相談に至らない方もいらっしゃいます。

この度の巡回法律相談では、自身が生活している安心の場で、母子生活支援施設の機能や施設利用者への理解のある弁護士さんに来園いただき、利用者・職員共に安心して相談できました。また、離婚や借金問題だけでなく、法律相談に出向く程の事ではないけれど、専門家の意見が聞きたいという方も相談され、「こんな事相談して良いのかと思ったけど、確認できて良かった。」と笑顔で話されていました。

この度は、本当にありがとうございました。今後も是非継続していただきたいです。